

資本市場規制とドイツ会計法改革

— 連邦政府の会計戦略 —

Regulation of Capital Market and Reform of German Accounting Law

— Accounting Strategy of German Government —

木下 勝一

Katsuichi Kinoshita

【要 約】

ドイツにおける会計規範研究は、商法計算規定を法解釈し、法を創造することを対象として行われてきた。本稿は、現代のドイツ会計規範研究の基点である欧州版 IAS/IFRS の商法計算規定における受容に関する立法準備の形成過程に関して、2003年に連邦政府が発表した企業誠実性および投資家保護の強化のための10項目プログラムに見る会計戦略を中心に取り上げた。ドイツは、商法計算規定の法秩序のなかにプライベートセクターの制定した会計基準を組み込むことを是とした立法愛国主義の国である。

本稿は、欧州版 IAS/IFRS が連邦政府主導の会計戦略によってドイツ国内法化されたことを10項目プログラムにもとづく商法計算規定の改正という立法政策として考究している。しかも、そのことをドイツの欧州における資本市場拠点を狙った資本市場規制改革に向けた戦略の一環であったことに関連させて論究している。

本稿では、資本市場に関する法規制改革に関する5分野と10項目にわたる連邦政府の会計戦略にもとづく行動計画の具体内容を明らかにしたうえで、その柱として、国際的な会計基準への適応とエンフォースメントメカニズムの構築に関する連邦政府主導の立法政策について、その現実的意義を検討している。

キーワード: 欧州版 IAS/IFRS、連邦政府の10項目プログラム、会計法改革法、会計統制法、会計法現代化法、エンフォースメント、コーポレートガバナンス

はじめに

ドイツが欧州版 IAS/IFRS を自国基準として商法計算規定（商法典第三編）の法秩序のなかに受容したのは、2004年に成立した会計法改革法であった。この2004年の会計法改革法とともに、2004年に会計統制法が成立し、欧州版 IAS/IFRS のドイツ国内における遵守状況を監視するエンフォースメント組織が創設された

のをはじめとして、多くの立法政策が実施された。これらは、ドイツ連邦政府が資本市場法規制の立法政策として戦略的に主導したもので、10項目プログラムと呼称された。

本稿が連邦政府の10項目プログラムに注目したのは、欧州版 IAS/IFRS のドイツ商法秩序のなかに受容することを連邦政府が立法政策の課題として明確に掲げて、国家の主体的な意思表示を行った点である。欧州版 IAS/IFRS というの

は、欧州のIAS命令によって法的な承認・コミットロジーと欧州の公益への合致を前提としたエンドースメントを得て、欧州法となった会計基準であるとともに、加盟各国の立法選択権のもとで、欧州版IAS/IFRSがさらに国内法化されていく。その結果、加盟各国の立法過程において、各国政府の立法政策が働いていた。ドイツは、連邦政府が欧州における資本市場の拠点を構築するという立法政策を立案し、10項目プログラムを公表して、2004年以降の資本市場法制の改革を断行した。

ドイツは、立法愛国主義を採ってきた国である。このため、会計法の規制が国家の立法政策として具体実施されている。このため、IASB版のIAS/IFRSが私的な会計基準であることから、法秩序のもとに受容される必要があるとともに、そのことが法的な正統性を有することが要請された。この意味で、欧州版IAS/IFRSとして欧州法の秩序のなかで受容の正統性が付与されたうえで、さらに、ドイツ国内法の秩序のなかで、正統性を付与されることが必要不可欠とされたのである。本稿で取り上げた連邦政府の10項目プログラムは、欧州版IAS/IFRSの受容に対する連邦政府の意思・責任の連関性を示したものであった。

筆者は、ドイツのアカデミックな規範研究が法規範に対する解釈学・立法学として発展してきたと考えている。このため、筆者は、連邦政府の10項目プログラムにもとづいて立法措置された会計法改革法、会計統制法、会計法現代化法、決算監査人監督法、職業監督改正法等々が新しい解釈学・立法学としての規範研究の対象であると認識している。

しかし、本稿は、会計規範形成に対する連邦政府の10項目プログラムの立法政策に焦点をあわせた論考であるため、会計規範形成に関するドイツの規範研究については、別稿で改めて取り上げたい[1]。

(注)

[1]ドイツにおける会計基準研究の新しい学説として注目されるのは、私的会計基準形成を国家または超国家(欧州連合)の公権力とプライ

ベートセクターの協働関係と捉える公私協働論である。

I 資本市場法の国内的規制の整備

連邦政府は、2003年2月25日に企業誠実性および投資家保護の強化のための措置項目と題する10項目プログラム[2]を公表し、資本市場法規制への戦略的な方向性を打ち出した。この連邦政府の10項目プログラムは、1990年代末に世界的な規模で起きた数多くの企業の不正経理事件を背景として[3]、連邦政府が1990年代後半以降に周到に資本市場法の規制を行ってきたことを受けた立法政策の課題を戦略的な視点で明示したものであった。

この連邦政府の10項目プログラムにもとづく立法政策の課題に言及する前に、1998年からはじまった資本市場法制にもとづく会計法改革について考察しておきたい。

1998年に企業領域統制透明化法が成立したが、この法律は、企業執行と企業監視の改善に関する幅広い措置を明確化した連邦政府による最初の立法措置であった。また、この法律のもとで、会計と監査、コーポレートガバナンスに関する商法と株式法の規定が改正された。

さらに、リスク指向の報告義務が新たに導入され、リスクの早期警戒システムの設置と検査への必要性が高まるとともに、監査役と株主総会に関する関連規定の改正が行われた。

同時に、ダイムラーベンツ社をはじめとした多くのドイツの資本市場指向企業がUS-GAAPとIASに準拠した連結決算書の作成・開示の実務を展開するなかで、商法準拠の連結決算書の作成義務を免除する法規制に対する緩和措置をもとめる要請が連邦政府になされた。その結果、連邦政府は、1998年に資本調達容易化法を立法措置した。

この1998年の2つの法律の成立は、ドイツの資本市場法規制の会計法改革として歴史的な意義をもつものであった。

連邦政府は、2000年の有限資本会社指令法によって、資本会社に対する決算、公示、監

査義務を有限責任の合名・合資会社の人的商事会社にまで拡張する立法措置を採った。

しかしながら、この連邦政府の立法措置にもかかわらず、企業の倒産事件が国内外で引き続き発覚し、資本市場秩序崩壊の危機が起き、資本市場の信頼性の回復の対処方策として、コーポレートガバナンス改革をめぐる議論が国際的のみならず、ドイツにおいても活発に行われた。ドイツ国内では、数多くのプライベートセクターからのコーポレートガバナンス改革に関する提言が出され、その後、2つの連邦政府委員会から、Baums委員会勧告の「コーポレートガバナンス、企業執行、企業統制、株式法の現代化」とCromme委員会勧告の「ドイツコーポレートガバナンス綱領」が公表された。

これらのコーポレートガバナンス改革提言にもとづいて、資本市場の信頼性の回復のために、1998年に成立した企業領域統制透明化法の拡充を緊急に立法化する措置が連邦政府にもとめられた。2002年には、Baums委員会勧告を踏まえて、また、ドイツ会計基準委員会の連結会計の調和化に関する改革案にもとづいて、透明化開示法の最初の政府草案が提示された。

この透明化開示法の政府草案の理由書のなかで、2003年の連邦政府の10項目プログラムに繋がる構想がつぎのように表明されていた。

「連邦政府は、コーポレートガバナンス委員会に企業執行・企業統制のドイツシステムの問題点の洗い出しを求めるとともに、資本市場のグローバル化と国際化に伴って生じたドイツ企業と市場の構造転換について法的なルールづくりを要請した」[4]。

これを受けて、ドイツのコーポレートガバナンスシステムの改善に向けた連邦政府の取り組みについての勧告が2002年に出された。そして、この勧告の第一段階として、Cromme委員会勧告で、2002年のドイツコーポレートガバナンス綱領が公表された。さらに、第二段階として、株式法第161条に合致宣言の義務づけが規定された。その後に、透明化開示法政府草案がコーポレートガバナンス委員会の勧告の提示した選択の1つとして公表された。

透明化開示法の政府草案理由書は、コーポレートガバナンス改革の必要性を強調している。そのうえで、政府草案理由書は、透明化および開示のための具体的な要点について、つぎのように指摘した。

「監査役の情報提供、資本市場における投資家保護のために資本市場指向企業に対する開示要請の拡大として会計・監査の厳しいルール設定と連結決算書監査における監査役の協力、決算監査と監査報告の対象と範囲に関する改善、連結会計法の個々の規定の現代化といった内容であるが、連邦政府は、コーポレートガバナンス委員会のその他の勧告も承認しており、さらなる立法提案を行う意図を持っている。このため、第三段階として、連邦政府は、会社法における株主総会の決議取消請求権・損害賠償請求権のほか、会計法改革の枠組みのなかで国際的に認められた基準とEU指令の国内法化に向けた会計・決算監査の立法措置を実施することを予定している」[5]。

この政府草案理由書の経過説明から分かるように、2002年の透明化開示法が監査役に対する情報の提供を改善し、決算監査の対象と範囲を拡大するとともに、ドイツ上場企業の連結決算書に対し、国際基準への適応を図ることを目標とし、関連する株式法と商法の規定が改正された。また、連邦政府委員会のコーポレートガバナンス勧告を受けて、ドイツコーポレートガバナンス綱領が制定された。

以上、1998年から2002年にかけて、ドイツにおける「コーポレートガバナンスの改善への第1歩」[6]が踏み出されるとともに、会計法改革が進展した。

その後、1998年から2002年の立法政策を経て、2003年に、連邦政府が発表したのが企業誠実性と投資家保護の強化のための10項目プログラムと題するドイツ資本市場強化の法規制に向けた包括的な提案であった。

この間の推移のなかで、筆者が特筆されるべきである点と考えるのは、コーポレートガバナンス改革に関する立法改正に関連して、2002

年の透明化開示法の政府草案理由書のなかで、10項目プログラムに繋がる構想が準備されていたこと、そして、これを受けて、国際的な会計基準への適応に向けた会計法改革を連邦政府が主導して、具体的な立法政策として実施されたということであった。

II 連邦政府の10項目プログラムにもとづく資本市場法規制

連邦政府は、2003年2月25日に企業誠実性および投資家保護の強化のための措置項目と題する10項目プログラムを発表した[7]。

連邦政府が発表した10項目プログラムとは、(1)取締役および監査役の企業に対する個人責任の明確化、株主の訴訟権の改善、(2)資本市場における故意または重過失による誤情報に対する取締役および監査役の投資家に対する個人責任の導入、(3)ドイツコーポレートガバナンス綱領のさらなる発展、特に取締役の株式ベースまたはインセンティブ型報酬(ストックオプションプラン)の透明化、(4)会計規準のさらなる発展および国際的会計基準への適応、(5)決算監査人の役割の明確化、(6)独立機関による具体的な企業決算の順法性の監視・エンフォースメント、(7)資本市場関連改革の継続と監督法の発展、(8)グレーキャピタルマーケット領域における投資家保護の改善、(9)金融アナリストおよび格付け機関のための企業評価に対する信頼性の確保、(10)資本市場領域における不正行為に対する処罰規定の強化という内容であった。

この連邦政府の10項目プログラムの発表の狙いが何処にあったかという点、金融拠点としてのドイツの資本市場における地位と国際競争力のいっそうの強化を図るために、資本市場に対する法規制のインフラを整備・拡充することであった。連邦政府は、2003年以降、企業執行の誠実性と株式市場に対する株主の信頼を高めるために、資本市場法規制改革の10項目プログラムに沿って、以下のような5つの分野

(注)

(2) Bundesregierung(2003), 10-Pointe-Programm.

(3) Peemöller, Hoffmann(2005), S.83-85.

(4)(5) BMJ(2002), Transparenz-und Publizitätsgesetz, S.18-20.

(6) Pfitzer, Oser, Orth,(2006), S.58.

の改革に関する立法政策を順次実行してきた。

第1分野の改革として、第1項目の取締役および企業に対する個人責任の明確化、株主の訴訟権の改善と第2項目の資本市場における故意または重過失による誤情報に関する取締役および監査役の投資家に対する個人責任の導入に関して、企業誠実性と取消訴訟権の現代化に関する法律、投資家保護改善法、株主代表訴訟手続きの導入に関する法律が立法措置された。

第2分野の改革として、第3項目のドイツコーポレートガバナンス綱領のさらなる発展、特に取締役の株式ベースまたはインセンティブ型報酬(ストックオプションプラン)の透明化に関する立法措置であった。2003年5月21日に公表されたドイツコーポレートガバナンス綱領において、上場会社の取締役報酬の開示に関する勧告が実施されていなかったため、取締役報酬の開示法が立法措置された。

第3分野の改革については、第4項目の会計規準のさらなる発展および国際的会計基準への適応と第5項目の決算監査人の役割を強化するための措置として、国際的な会計基準の導入と決算監査の品質の保証に関する法律/会計法改革法が立法措置された。この会計法改革法は、国際的な会計基準の導入と決算監査人の役割の強化を図ることを目指したもので、欧州連合(EU)がエンドースした国際会計基準/EU版IAS/IFRSの国内法化とともに、企業決算書の言明能力の信頼性と決算監査人の独立性を新たに強化するための法行為であった。

さらに、決算監査人の品質、誠実性および独立性を強化するために、決算監査人監督法と職業監督改正法が立法措置された。この決算監査人監督法と職業監督改正法によって、経済監査

士の業務は米国の公開会社会計監視機構と同様の第三者の監督が実施されることとなり、新たな監督機関として決算監査人監督委員会が設置された。

第4分野の改革として、第6項目の独立機関による具体的な企業決算の順法性の監視・エンフォースメントのために、企業決算書の統制に関する法律/会計統制法が立法措置された。この会計統制法のもとで、資本市場指向のIAS/IFRS準拠の企業決算書に対する順法性の監視のために、私法上の独立した機関として、ドイツ財務報告エンフォースメントパネルが設置されるとともに、さらに、公的な監視機関として、連邦金融サービス監督機構が資本市場指向の企業決算書の順法性を監視するという二段階のエンフォースメントシステムが構築された。

第5分野の改革として、第7項目の資本市場関連改革の継続と監督法の発展、第8項目のグレーキャピタルマーケット領域における投資家保護の改善、第9項目の金融アナリストおよび格付け機関のための企業評価に対する信頼性の確保、第10項目の資本市場領域における不正行為に対する刑法規定の強化のために、資本市場情報と違法な市場操作に対する保護を図る投資家保護改善法が立法措置された。この法律の成立によって、有価証券取引法、売却目論見書法、取引所法の改正が行われた。さらに、連邦金融サービス機構とグレーキャピタルマーケットに対する一般的な目論見書作成義務の採用による証券アナリストの効果的な監視が実施された。

この連邦政府の10項目プログラムにもとづいて、2004年以降、以下のような立法化の措置が採られた。

- 会計法改革法
- 会計統制法
- 決算監査人監督法と職業監督改正法
- 投資家保護改善法
- 企業誠実性および取消権現代化法
- 株主代表訴訟手続法
- 取締役報酬開示法
- 有価証券目論見書法

- 会計法現代化法
- 資本市場情報責任法
- EU第8号指令現代化法

(注)

(7) Bundesregierung(2003), 10-Pointe-Programm.. Pfitzer, Oser, Orth(2006), S.83-86.

III 資本市場法規制の立法措置の具体内容

1 株主・投資家の保護に関する改革

(1) 投資家保護改善法(2004年)

連邦政府は、10項目プログラムにもとづく立法政策の1つとして、2004年に投資家保護改善法の政府草案を公表した。この政府草案は、EU資本市場濫用指令を変換し、資本市場の情報と不当な資本市場操作から投資家を保護する改善を措置しようとしたものであった。EU指令の変換によって、インサイダー取引、適時開示、市場操作に関する法がヨーロッパレベルで統一的に現代化されるとともに、有価証券に関しては、非証券化の投資形態にまで目論見書作成の義務を拡大し、損害賠償請求権の付与によって投資家保護を改善するものであった[8]。

(2) 企業誠実性と取消訴訟権の現代化に関する法律(2005年)と株主代表訴訟手続きの導入に関する法律(2005年)

連邦政府は、10項目プログラムにもとづき、2004年に企業誠実性と取消請求権の現代化に関する法律と株主代表訴訟手続きの導入に関する法律の2つの草案を公表して、株主権の強化に関する立法政策を実施した。この2つの草案の公表にあたって、資本市場の誠実性、安定性、透明性に対する投資家の信頼性を獲得するために貢献するものであると連邦法務大臣が強調した[9]。

企業誠実性と取消請求権の現代化に関する法律は、経営者の責任を強化するのではなく、

会社機関に対する訴訟の実施を緩和するものである。将来、提訴の時点で資本金の1%か、または10万ユーロの株価に達している持分を有する株主は、義務違反を理由とする経営者に対する会社の請求権を提訴することができる。この場合に、提訴権の濫用を回避するために、裁判所の許可手続きが採用されている。現行法と比べて金額指標が明らかに低いので、ほとんどの機関投資家および大口の個人投資家は訴訟を起こすことが可能である。訴訟を行う意思のある少数株主は、法的な基準を充たすために同志を電子版連邦官報の株主フォーラムで募ることができる。株主の株主総会における質問権は非常に重要であるが、それとともに、手続きの誤謬を誘発し、取消請求訴訟の土台を広げるために濫用が起きることになる。草案は、株主総会で決議された定款によって株主総会議長に適度な質問・発言権に制限することを授權することができることを提案した。

株主代表訴訟手続き法によって、将来、すべての損害を受けた投資家は株式会社に対する代表訴訟手続きを開始することが可能となる。資本投資家の代表訴訟手続き法が資本市場指向の訴訟事件の領域における民事訴訟法を現代化し、資本市場法が集団的な法的保護の形成のための先行的機能を果たしている。米国モデルによる集団訴訟を採用したのではなく、代表訴訟手続きモデルを提示したものである。

2 取締役報酬の開示に関する改革

2004年の取締役報酬開示法の政府草案理由書によれば、取締役報酬の開示が必要とされる理由は、コーポレートガバナンス改革における情報公開による企業内容の透明化にあった[3]。

上場会社の取締役報酬の報告は、株式法第87条1項の要請にしたがって、その受給額が取締役の任務および会社の状況に照らして適度であるかどうかを確認することを容易にするものである。同時に、その情報は投資家にとって重要であるため、投資家保護が改善される。任意の自己義務の原則にもとづくコーポレートガバナ

ス綱領の要請に多くの企業がしたがっておらず、このため、法律上の義務づけが必要となっていたのである。

個々の取締役の報酬を年次決算書および連結決算書の附属説明書に開示する法律上の義務の導入によって解決が図られる。しかし、上場会社の株主総会において、議決権を有する資本金の4分の3の多数決で開示しないことを議決することができる。このため、代替的な方法として、個々の受給額について状況報告書において報酬報告の枠組みのなかで報告することも可能である。

上場会社では、個々の取締役の報酬に関する情報にいっそうの透明性が求められる。このため、年次決算書の附属説明書または状況報告書における報告の法律上の義務づけが行われたのである。商法典第285条、第286条、第314条ならびに第280条、第315条の現行規定に必要な補足がなされた。

このような個々の開示の義務は、株主の情報に役立つものである。年次決算書の附属説明書または状況報告書における報告は、株主以外の公衆に対する開示ともなる。このことは、しばしば世界的な株式所有の分散を伴った上場会社が特徴的な匿名の株主構成によっていることから是認されるものであった。非常に多くの株式所有者の情報は、年次決算書に開示されることで達成することができる。

個別の受給額の開示のための基礎を成しているのは、株式会社における報酬・統制に関する会社機関の階層である。監査役は取締役の報酬を確定し、監査役をこの機能について株主総会が監視する。株主総会は、この任務の履行のために報告責任に対する請求権を有している[10]。

この点について、連邦政府は、2005年3月11日付のプレス発表において、株式会社の取締役報酬の個別の開示の法律草案の要点について、以下のように説明した。

「コーポレートガバナンス綱領には、ドイツ上場会社のコーポレートガバナンス改革に関して、72の勧告が示された。そのうちの1つが個々の取締役の報酬に関する情報公開で

ある。多くの大企業について、最近の2年間、DAX 30社では、70%、MDAXとSDAXでは、40%以下が情報公開義務を果たしているにすぎなかった。法律草案は、上場会社が将来年次決算書においてすべての取締役の報酬の受給額を名称ごとに報告することを提案している。その際に、成果独立のおよび成果関連的な要素ごとに、また長期のインセンティブ効果を有した要素ごとに(例・ストックオプション)区別しなければならない[11]。この取締役の報酬に関しては、その後も引き続き、情報公開の視点から議論が続き、2009年に取締役報酬適正化法の草案が公表された[12]。

3 決算と監査に関する改革

(1) 会計法改革法(2004年)と会計法現代化法(2009年)

連邦政府の10項目プログラムの重要な柱として、2004年の会計法改革法と2009年の会計法現代化法が立法措置された。

2004年の会計法改革法は、国際的な会計基準の導入と決算監査の品質の保証という立法政策を具体化したものである。会計法改革法は、そのうちの会計法分野に関して、以下の4つの欧州の法行為を国内法に変換させた[13]。

- 国際的な会計基準に関する2002年7月19日のEU議会および理事会の命令
- 特定の法形態の会社、銀行その他の金融機関、ならびに保険企業の年次決算書および連結決算書に関する指令の変更に関する2003年6月18日のEU議会および理事会の現代化指令
- 特定の法形態を採用した会社の年次決算書に関する指令の変更についての2003年5月13日のEU理事会の規模区分指標指令
- 公正価値に関する2001年9月27日のEU議会および理事会の指令

さらに、会計法改革法は、決算監査領域について、決算監査人の独立性の強化を図るべく、経済監査士等と被監査会社との人的、財政的および業務的な関係がどのような場合に決算監査

人の選任から除外されるかを明文規定した。

2004年の改革は、会計法改革法に続いて、会計法現代化法への発展という二段階の立法政策を予定し、2004年後半に会計現代化法の草案を公表するとの手はずであった。会計法改革法の政府草案理由書では、このことについて、以下のような説明がなされていた。

「会計および決算監査の法的枠組みの最適化にむけた10項目プログラムの措置項目におけるさらなる前進が2004年後半に公衆に提案される予定で準備中の会計法現代化法と呼ばれる立法行為である。ここでは、会計領域において、現代化指令による選択権の行使に関する決定、さらに商法会計法の国際的発展への適応、さらに、本政府草案ですでに規定されている附属説明書および状況報告書に関する規準を除いて、公正価値概念に関する商法会計法の開放が検討されている」[14]。

この草案理由書の説明から分かるように、会計法現代化法は、会計領域における会計改革の第一段階の会計法改革法に続く、第二段階の会計改革を展望されたものであった。しかし、実際に立法措置されて、会計法現代化法が成立したのは2009年であった。

この立法過程のなかで留意すべき点がある。それは、会計法改革法がIAS適用命令を国内法に変換する立法行使であって、それは資本市場指向企業の連結決算書に対して、欧州版IAS/IFRS適用を義務づけることに重点があったことである。このため、非資本市場指向の会計領域に関して、欧州版IAS/IFRS適用がどのように行われるかは、加盟各国の立法選択権に委ねられた。その結果、ドイツに関しては、非資本市場指向の欧州版IAS/IFRS適用問題が会計法現代化法に引き継がれる課題となった。すなわち、商法会計法に国際的な会計基準をどのように受入れるかは、2004年以降の次のステージの会計法現代化法の立法化のテーマとなったのである。会計法現代化法の政府草案理由書において、立法措置の目標がつぎのように明示された。[15]

- 会計法現代化法は、持続的で、国際的な会計基準と比較して同等であるが、コストパ

パフォーマンスがよく、簡素な代替的選択肢として信頼のできる商法会計法をいっそう発展させることを目標としているが、

- 一 商法会計が配当測定および税務上の利益算定の基礎である商法会計法の要点と正規の簿記の諸原則に関するこれまでのシステムを放棄しない。

さらに、会計法現代化法は、2006年の欧州議会および理事会の決算監査人指令と変更指令を国内法に変換するための立法措置を実施した。

この立法措置によって、会計法現代化法は、個人企業に関して、商法上の簿記および貸借対照表作成の義務を幅広く適用対象から除外し、規模区分指標を引き上げることで、資本会社および特定の資本合資会社に対して、規模依存的な規制緩和と免除の適用を可能にした。その一方で、会計法現代化法は、商法の会計規定の現代化を通じて商法上の年次決算書と連結決算書の情報機能を強化させた。商法上の計算規定は、変更指令から生じた適応の必要を考慮したうえで、ドイツでは、中小企業について欧州版IAS/IFRSの直接適用を外して、他方で、欧州版IAS/IFRSに対し同等性を有し、コストパフォーマンスのよい、簡素な代替的選択肢というかたちで、欧州版IAS/IFRSに控えめに接近した商法基準の適用を行うように改正された。

このほかに、EU決算監査人指令の変換のために、決算監査の立法改正が必要であった。

会計法現代化法の立法化作業は、2004年後半に予定されていたが、その後、審議が遅れた結果、2009年に成立した。このため、会計法現代化法の成立にあたって、政府草案に対する修正が議会の法律委員会でおこなわれた。その主要な修正点は、以下の5つの項目に関するものであった[16]。

- 一 売買目的で取得した金融商品の時価評価の制限 (政府草案の商法典第253条1項3号)
- 一 借方計上義務に代えて、自家創設の無形固定資産の借方計上選択権の採用 (政府草案の商法典第248条、第255条2a項、第

268条3項)

- 一 借方計上義務に代えて、繰延税金資産の表示の選択権の採用 (政府草案の商法典第274条)
- 一 国際的会計規定への特定目的会社の連結についての商法上の規定の適応 (政府草案の商法典第290条1項)
- 一 とくに売却目的保有の金融商品の時価評価からもたらされる価値変動リスクに関する緩衝装置としての非景気変動的に作用する特別項目の設定の義務の挿入によって (政府草案の商法典第340e条4項)、付すべき時価による金融機関の売却目的保有の金融商品の評価についての規定の補充 (政府草案の商法典第340e条3項)

(2) 決算監査人監督法 (2004年) と職業監督改正法 (2006年)

決算監査人の職業は戦前期から発展してきたが、近年、この職業環境が注目し値するほどダイナミックに変化している。とくに決算監査人の品質、誠実性、独立性をめぐる議論がなされている。連邦政府は、企業誠実性および投資家保護の強化のために、10項目プログラムのなかで決算監査人に対する国内の監督法を再検討して、2005年はじめまでに前進させることを公表した。この法律で採用される職業独立的な監督機関は、1984年の欧州の監査人資格指令のミニマム基準を履行するものであった。

2004年の決算監査人監督法の政府草案理由書[17]によれば、決算監査人職業の代表、経済監査制度の研究チーム、品質統制委員会との本草案をめぐる幅広い議論の枠組みのなかで、職業独立的な監督機関が間接的な国家管理としての経済監査士会を機能させるという方向を是とした。立法機関の任務は、職業独立的な監督を形成して、国際的な基準を指向すると同時に、自己規制の機関としての経済監査士会を堅持することである。職業監督の発展と改善に向けた本草案の補足は、非常に重要であるが、最終的な前進ではない。経済監査士会の調査権限、職業監督および品質統制の成果の利用、そして経

済監査士会と検察との関係については、引き続き検討されなければならない課題の1つとされた。

決算監査人監督法（2004年）の立法趣旨から分かるように、企業誠実性および投資家保護の強化のために、10項目プログラムの一環として、決算監査人にたいする職業監督に関する法整備が提案された。この決算監査人監督法によって、具体的に措置されたのが品質統制手続きのいっそうの発展と決算監査人監督委員会の設置であった。

2004年の決算監査人監督法は、経済監査士に対する職業監督が間接的な国家管理としての経済監査士会の主要な任務であるとしたが、経済監査士会が公法上の団体としてこの負託にこたえるために十分な法律上の可能性をすべての場合に持つことができなかった。他方で、経済監査士に対する独立した強い職業監督が国内的だけでなく、国際的にも期待され、要請されたため、経済監査士会の調査権限、検察および職業裁判の手続きの枠組みのなかで最終責任を有する機関としての職業裁判所に対する経済監査士会の関係に係るこれまでの規準を再検討する必要が強くなった。その結果、決算監査人に対する経済監査士会の職業監督機能の強化を図るべく、2006年に職業監督改正法が成立した[18]。

以上、連邦政府は、企業誠実性と投資家保護の改善のために、10項目プログラムにもとづいて、資本市場法規制の整備・拡充を図る立法政策を措置してきたが、なかでも、注目される立法政策が決算と監査に関する改革であった。2004年の改革は、連邦政府の説明によれば、高品質で、透明性を有する資本市場指向の会計基準だけでなく、同時に、この規準の維持の保障のための改善したメカニズムと資本市場企業の決算書の品質の向上および保証を目指して、会計法改革法（2004年）と会計法現代化法（2009年）、決算監査人監督法（2004年）と職業監督改善法（2006年）が立法措置された。

4 エンフォースメントに関する改革

連邦政府の10項目プログラムにもとづく企業誠実性および投資家保護の強化のための立法政策のもとで実施された2004年の改革のうち1つの柱は、会計法改革法によって強制適用となった資本市場指向企業の連結決算書に対する国際的な会計基準（IAS/IFRS）が順守されているかどうかを監視するメカニズムを2004年の会計統制法によって構築されたことである。

連邦政府は、2004年の会計統制法の政府草案理由書において、立法化にあたっての趣旨説明を行っている。

「過去に起きた企業不正経理が資本市場において投資家の信頼を失墜させたことを受けて、連邦政府は、企業決算書の公正性と資本市場における投資家の信頼を強化することを目標として、会計統制法を立法化した。国家から負託された私法上の機関が決算監査人と監査役会とともに資本市場指向の企業の会計を検査する。会計操作の具体的な疑いのある場合に無作為抽的に検査を行う。企業の任意の協力を得て、会計規定が遵守されているかどうかを検査し、場合によっては会計の誤謬の公表を行うことを目標としている。企業が任意の検査協力に応じず、そして、検査機関の検査結果を受入れない場合には、連邦金融サービス監督機構が介入する。連邦金融サービス監督機構は、公権力を有した検査を実施し、企業に対して確定した会計の誤謬の公表を義務づける権限を有している」[19]。

この趣旨説明から分かるように、会計統制法を立法措置することで、連邦政府は、ドイツの資本市場指向企業が連結決算書について、欧州版IAS/IFRSの強制適用を順守しているかどうかを私法上の機関であるドイツ財務報告エンフォースメントパネルと政府機関である連邦金融サービス監督機構の二段階方式で監視するエンフォースメントメカニズムを構築したのである。

5 資本市場監視の改革

投資家保護改善法の政府草案によれば、グレイ資本市場の非証券化の投資形態に対する目論見書義務を導入したEUの市場濫用指令が変換され、そして取引所委員会の構成に関する規準が弾力化されたのである。

政府草案は、資本市場情報と違法な市場操作からの保護の領域において投資家保護を改善する法律であった。EU指令の変換によってインサイダー取引、適時開示に関する法および市場操作に関する規準が現代化され、ヨーロッパレベルで統一化されることを目指した。有価証券に関する現行の目論見書義務が非証券の投資形態に拡大されることで、高い透明性と投資家の賠償請求権の強化によって投資家保護が改善されたのである[20]。

連邦政府は、さらなる立法政策として、資本市場情報責任法の政府草案を公表した。資本市場情報責任法の政府草案理由書によれば、連邦政府は、ドイツの金融拠点としての資本市場および国際的競争力を強化することを目標として法案を提出した。革新的かつ国際的競争力のある金融市場を形成し、資本市場における投資家の信頼を強化するための措置も法案に盛り込まれた。この時期に、マネジメントの失敗と企業倒産を理由とした企業危機が企業執行の誠実性への投資家の信頼と資本市場における信頼が大きく揺らいだことを受けて、資本市場のいっそうの透明性、市場参加者の自主規制、そして、毀損された投資家を保護するための個人責任の採用および賠償責任の適度な拡大のために、コーポレートガバナンスの改善だけが信頼を回復させることができると考えられた。そして、これらの措置は、集団訴訟を行う投資家の訴訟の可能性を改善することによって側面から支持するものであった[21]。

連邦政府は、2003年2月に企業誠実性の強化と投資家保護の改善のための10項目プログラムを提言し、2004年以降に数多くの立法政策を実施してきたが、資本市場情報責任法(政府草案)によって、第2項目である誤謬の

ある資本市場情報に対する責任の拡大と第8項目の誤謬のある目論見書に対する責任の拡大が図られることになったとした。上場会社の経営者に対する幅広い民法上の責任の創設は、2001年7月のコーポレートガバナンス政府委員会報告で勧告されていたが、この個人責任の採用は、投資家に対する直接的な補償とこれによって間接的にも、経営者による投資家情報の品質の改善に役立つとした[22]。

(注)

- (7)BMJ(2004-a), Anlegerschutzverbesserungsgesetz, S.26-28.
- (8)BMJ(2004-e), Pressemitteilung.
- (9)BMJ(2005-b), Vorstandsvergütungs-Offenlegungsgesetz, S.5.
- (10)BMJ(2005-a), Pressemitteilung.
- (11)Wagner,Wittgens(2009), S.906.
- (12)(13)(14)BMJ(2004-d),Bilanzrechtsreformgesetz, S.21-29.
- (15)BMJ(2008), Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, S.1.
- (16)Beschussempfehlung und Bericht(2009), S.1-2.
- (17)BMJ(2004-b), Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz, S.10-11.
- (18)BMJ(2006), Berufsaufsichtsreformgesetz, S.19-21.
- (19)BMJ(2004-c), Bilanzkontrollgesetz, S.11-13
- (20)BMJ(2004-a), Anlegerschutzverbesserungsgesetz, S.1, S.26-28.
- (21)(22)Richtlinie 2003/6/EG, S.16-25.

IV 連邦政府の10項目プログラムの意義

連邦政府の10項目プログラムに関する本稿の考察から、筆者は、ドイツ会計法改革が連邦政府の金融拠点強化政策の戦略的な視点からの立法政策の1つであったことを再確認したうえで、連邦政府の10項目プログラムの課題研究の意義について、以下の3つの論点を指摘しておきたい。

まず第1の論点は、連邦政府の資本市場規制

の戦略に主導された商法計算規定改革がどのような視点から捉えられるかということである。筆者は、この点について、つぎの2つの視点から、連邦政府の10項目プログラムを読み解く必要があると考えている。

第1の視点は、1998年、2005年を経て、2009年に至る商法計算規定の改革を国際化フェーズ論から捉えるという見方である。これは、資本市場指向をキーワードとし、市場からの資本調達とコーポレートガバナンスを国際化という要因に関連づけ、資本市場ルールの調和化・共通化のフェーズ論として捉えるという見立てである。この国際化フェーズ論に立てば、ドイツの会計法改革は、欧州会計指令の域内調和化・国内法化からIAS/US-GAAPの適応条項の採用を経て、欧州版IAS/IFRSの承認が資本市場・コーポレートガバナンスの国際化に対する法的なインフラ整備であったと特徴づけられる。

本稿は、この第1の視点から、2003年に連邦政府主導による会計戦略として、10項目プログラムにもとづいた立法政策が実施されたと捉えて、資本市場法規制のための立法措置を概観したのである。そして、その一環として、1998年の資本調達容易化法と企業領域統制透明化法にいたる間は、実務先行の国際化のフェーズであったが、2004年から2009年において、会計法改革法、会計統制法、会計法現代化法による立法化のフェーズの時代へと展開し、欧州版IAS/IFRSの受容が連邦政府の10項目プログラムにもとづく主導的な立法政策によって実現した。

しかし、このような国際化フェーズ論という第1の視点からの捉え方は、資本市場指向の国際会計基準(IAS/IFRS)に焦点を合わせた国際的合意ルールの国内法化という側面から見たドイツ会計規範形成の一面を捉えたに過ぎない。むしろ、重要な分析視点は、資本市場指向のルールとしての国際会計基準(IAS/IFRS)に対する欧州のエンドースメントとそのエンフォースメントを内部化したドイツの会計法改革がアングロアメリカ主導の会計基準の国際的合意という枠組み

のなかで財務報告の目的適合性と信頼性にもとづく投資家に有用な情報を提供するという論理を包み込むかたちで、欧州とドイツの公益に適う戦略的対応を図ったことを究明するところにあると考えている。

このドイツの戦略的意図が何であったかを明らかにすることが第2の視点である。ドイツは、1985年商法改革における欧州会計指令への対応においても、欧州域内の国際化フェーズ論のなかで、ドイツの伝統的な隅柱である資本維持・債権者保護の非資本市場指向の商法計算規定の体系のなかで欧州会計指令調和化の規定を組み込むという戦略的意図を明確にした。この戦略的意図は、その後の欧州版IAS/IFRSの商法計算規定への内部化においても維持され続けている。

換言すれば、ドイツは、資本市場指向の欧州版IAS/IFRSの法的受容の戦略的な国際化フェーズ論と自国の公益重視の資本維持・債権者保護の非資本市場指向の計算規定の堅持論を包括的に商法典第三篇の計算規定体系に組み込むことを2004年と2009年の会計法改革において政府主導で具体化させたのである。

本稿で取り上げて連邦政府の10項目プログラムの立法政策の構想は、この第2の視点からの分析が必要であった。しかし、この第2の視点については、本稿では、分析的に解明できていない。

以上は、連邦政府の10項目プログラムについて、筆者が指摘しておきたい第1の論点である。

つぎに、筆者が第2に指摘しておきたい論点は、連邦政府が国際拠点を目指した資本市場規制の戦略を積極的に立法政策として促進するなかで、その一環として、商法計算規定の改革を推進したことに密接不可分に関連して、商法計算規定の規範形成(Normsetzung)と規範執行(Normdurchsetzung)の解釈論と立法論に重層的に参画したアカデミズムの立場からの政策課題探求型の規範研究が重要な役割を果たしたことを解明することである。

この第2の論点におけるアカデミズムの役割

ついては、本稿の考察の射程外にある課題研究であるが、筆者は、このことがドイツの規範研究の決定的な特徴であると考えている。本稿で取り上げた連邦政府の10項目プログラムの資本市場規制のなかで具体実施された数次にわたる会計法改革に対しても、アカデミズムの立場からの規範研究が大きな役割を果たしていた。しかし、この論点は、本稿で解明できなかった課題である。

さらに、連邦政府の10項目プログラムの研究に関連して、筆者が重要と考える第3の論点は、欧州の資本市場規制改革との一体的な分析視点である。

ドイツが連邦政府主導で企業の誠実性と投資家の信頼性確保のための5分野・10項目プログラムの発表を行ったのは、表層的に見れば、欧州資本市場規制改革の動向にドイツが適応したというすがたである。しかし、そのことの基底において、国際資本市場の熾烈な競争環境のなかで、ドイツがいかにしてフランクフルトを金融拠点として構築していくかという覇権的意識が内在していたことを看過してはならない。ドイツが欧州金融の拠点をいかに構築するかという国家的な戦略的意図のもとで、欧州の資本市場規制改革に先導的にどのように関与してきたか、このことの解明が必要である。欧州資本市場法規制における欧州各国(ドイツ)の相互関係性の分析が行われ、そのうえで、「欧州法へのドイツ国内法の適合」という憲法原則のもとで、ドイツが連邦政府の10項目プログラム構想を展開させ、10項目プログラムの1つとして、商法計算規定の法体系の現代化政策を実施した。

しかし、この第3の論点についても、本稿では、未解明のままに射程外の課題として残している。

引用文献

(1) Beschussempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses(6.Ausschuss), zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung-Drucksache 16/10067, Entwurf

eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz/BilMoG), 24.03.2009, BT-Drucksache 16/12407.

(2) Bundesministerium der Justiz(2002), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur weiteren Reform des Aktien-und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizitätsgesetz(Tranzparenz-und Publizitätsgesetz) mit Begründung, 6.02.2002, BT-Drucksache 14/8769.

(3) Bundesministerium der Justiz (2004-a), Entwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung des Anlerschutzes (Anlerschutzverbesserungsgesetz/AnSVG mit Begründung, 24.05.2004, BT-Drucksache 15/3174.

(4) Bundesministerium der Justiz(2004-b), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Fortentwicklung der Berufsaufsicht über Abschlussprüfer in der WirtschaftsPrüferordnung (Abschlussprüferaufsichtsgesetz/APAG), 20.10.2004, BT-Drucksache 15/3983.

(5) Bundesministerium der Justiz(2004-c), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmensabschlüssen(Bilanzkontrollgesetz/BilKoG) mit Begründung, 24.06.2004, DT-Drucksache 15/3421.

(6) Bundesministerium der Justiz(2004-d), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung(Bilanzrechtsreformgesetz/BilReG) mit Begründung, 24.06.2004, BT-Drucksache 15/3419.

(7) Bundesministerium der Justiz(2004-e), Pressemitteilung vom 7.11.2004, Bundesregierung stärkt Aktionärsrechte. Abrufbar unter www.bmj.bund.de

(8) Bundesministerium der Justiz(2005-a), Pressemitteilungen vom 11.5.2005, Eckpunkte eines Gesetzentwurfs "Individualisierte Offenlegung der Gehälter von Vorstandsmitgliedern von Aktiengesellschaften" vorgestellt, Abrufbar unter www.bmj.bund.de

(9) Bundesministerium der Justiz(2005-b), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes

über die Offenlegung der Vorstandsvergütung (Vorstandsvergütungsgesetz/VorstOG) mit Begründung, 31.5.2005, BT-Drucksache 15/5577.

(10) Bundesministerium der Justiz(2006), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der Berufsaufsicht und zur Reform berufsrechtlicher Regelungen in der Wirtschaftsprüferordnung (Berufsaufsichtsreformgesetz-BARefG) mit Begründung, 04.10.2006, BT-Drucksache 16/2858.

(11) Bundesministerium der Justiz(2008), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz/BilMoG) mit Begründung, 30.07. 2008, DT-Drucksache 16/10067.

(12) Bundesregierung(2003), Maßnahmenkatalog zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegererschutzes (10-Pointe-Programm) am 25. Februar 2003. Abrufbar unter www.gesmat.bundesgerichtshof.de/gesetzesmaterialien/15_wp/allg.dateieri/massnahmenkatalog.pdf

(13) Peemöller, Volker H. Hoffmann, Bilanzskandale Delikte und Gegenmaßnahmen, Berlin 2005.

(14) Pfitzer, N., Oser, P., Orth, C., Reform des Aktien-, Bilanz- und Aufsichtsrechts, Stuttgart 2006.

(15) Wagener, J., Wittgens, J., Corporate Governance als dauernde Reformanstrengung: Der Entwurf des Gesetzes zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung, Betriebs-Berater, Heft 18/2009.S.906-911.

(16) Richtlinie 2003/6/EG des europäischen Parlaments und des Rates vom 28. Januar 2003 über Insider Geschäfte und Marktmanipulation (Marktmissbrauch), Amtsblatt der Europäischen Union, Nr.L096 vom 12. April 2003.

(17) Steinmeyer, K., Neuenrungen zur Aufstellung und Prüfung von Einzelabschluss und Lagebericht nach dem Bilanzrechtsreformgesetz, Universität Hamburg 2005.